

【表紙】

- 【提出書類】** 半期報告書
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 平成24年12月27日
- 【中間会計期間】** 第26期中（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）
- 【会社名】** 株式会社 秩父開発機構
- 【英訳名】** Chichibu Research and Development Authority Co.,Ltd.
- 【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 田代 勝三
- 【本店の所在の場所】** 埼玉県秩父市東町29番20号
- 【電話番号】** 0494 - 23 - 1002（代表）
- 【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 岡田 光幸
- 【最寄りの連絡場所】** 埼玉県秩父市東町29番20号
- 【電話番号】** 0494 - 23 - 1002（代表）
- 【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 岡田 光幸
- 【縦覧に供する場所】** なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期中	第25期中	第26期中	第24期	第25期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (千円)	115,156	120,548	122,842	255,365	250,557
経常損益 (千円)	7,318	8,419	9,447	6,597	6,301
中間(当期)純利益 (千円)	9,072	5,694	6,695	5,374	4,100
持分法を適用した場合の投資利益金額	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
発行済株式総数 (株)	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
純資産額 (千円)	483,904	481,909	476,807	487,603	483,502
総資産額 (千円)	611,167	601,217	593,629	634,242	645,225
1株当たり純資産額 (円)	50,406.77	50,198.86	49,667.42	50,792.02	50,364.89
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	945.08	593.16	697.47	559.82	427.14
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額	-	-	-	-	-
1株当たり 中間(年間)配当額	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	79.2	80.2	80.3	76.9	74.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	28	32	5	9	23
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	20	297	10
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	79	371	397	339	372
従業員数 (人)	10	10	10	10	10

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。

2. 潜在株式調整後の1株当たりの中間(当期)純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債の発行

がないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用している。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関連会社の状況】

名 称	住 所	主要な事業の内容	議決権等の 披所有割合	関係内容
(その他の関係会社) 埼玉県	埼玉県 さいたま市	受託業務	直接 25.6%	当社の受託業務をしている。 役員の兼任等・・・有

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成24年9月30日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
10	43年1ヶ月	13年4ヶ月	3,986,430

(注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時、嘱託及び出向者は除いている。

2. 従業員の定年は、満60才に達したときとする。ただし会社が業務上の必要がある場合本人の能力、成績及び健康状態などを勘案して選考のうえ、あらたに採用することがある。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(2) 労働組合の状況

現在なし。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社の当中間会計期間の業務内容は、埼玉県から受託の「秩父公園」「埼玉県長瀬総合射撃場」の指定管理業務を主要事業として堅実に管理運営を行うとともに、開園4年目となる自主事業フラワーガーデン「花の回廊」事業の営業成績向上に努めたところです。また観光団体等の事務局業務を引き続き受託し、観光客の案内誘導を行ってまいりました。

売上高では、「埼玉県長瀬総合射撃場」では来年度東京都国体ライフル射撃競技が開催されることにより、そのリハーサル大会が9月に開催されたこと等により対前年比約500万円の増、埼玉県ボイスカウト連盟の秩父ミュージックパークでの埼玉県大会開催による約330万円の増があり、前期では埼玉県から受託した緊急雇用対策事業800万円が減少、「花の回廊」事業では、春期の寒冷等の影響により開花が遅れの影響により売上減等があったものの、売上総額は122,842千円となり対前年同期比230万円余増加しました。

経常損益では、「秩父公園」での上期に修繕費等が集中したこと、「花の回廊」での造成土壌改良費等が増加しことにより 9,447千円となりました。

なお、上記金額には、消費税は含まれていません。

(2) キャッシュ・フロー（直接法）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べ25百万円増加し、当中間会計期間末には397百万円となりました。また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果、得られた資金は5百万円（前中間会計期間比27百万円減）となりました。これは主に自主事業の収入減によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果、得られた資金は20百万円となりました。これは投資有価証券の償還による収入によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金はありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項なし

(2) 受注状況

該当事項なし

(3) 収益実績

当中間会計期間における収益実績を事業部門別に示すと、次のとおりである。

事業部門別	金額（千円）	前年比（％）
秩父公園指定管理業務	82,771	102.3
長瀬総合射撃場指定管理業務	25,630	124.9
花の回廊	3,404	90.1
広告代理店	3,257	128.0
その他	7,780	60.9
合計	122,842	101.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はない。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

6 【研究開発活動】

該当事項なし

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益、費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要であり、経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し、合理的に判断しています。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間の流動資産の残高は、487,711千円（前事業年度末515,093千円）となり、27,382千円の減少となりました。主な要因は預金の増加24,932千円及び売掛金の減少55,213千円によるものです。

(固定資産)

当中間会計期間の固定資産の残高は、91,710千円（前事業年度末111,188千円）となり、19,477千円減少しました。減少の主な要因は、投資有価証券の償還によるものです。

(繰延資産)

当中間会計期間の繰延資産の残高は14,207千円（前事業年度末18,942千円）となり、4,735千円減少しました。減少の要因は、繰延資産償却によるものです。

(流動負債)

当中間会計期間の流動負債は、89,648千円（前事業年度末136,446千円）となり、46,797千円減少しました。主な要因は、買掛金47,943千円の減少です。

(固定負債)

当中間会計期間の固定負債は、27,174千円となり、内容は退職給付引当金となります。

(純資産)

当中間会計期間の純資産は、476,807千円（前事業年度末483,502千円）となり、6,695千円減少しました。減少の要因は、繰越利益剰余金となります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間の成績は、前年の東日本大震災の影響により利用客が減少した「秩父公園」「長瀬総合射撃場」が通常へ戻り、利益を確保できましたが、「花の回廊」の利用客の減少が響き、昨年同様の結果となりました。よって、当中間会計期間の売上122,842千円、売上原価76,276千円、経常利益 9,447千円、当期純利益 6,695千円の結果となりました。

(4) 経営成績の重要な影響を与える要因について

「花の回廊」の開園期間が短いのと、平日の利用客が少ない為、利用収入が予定より見込めない。また、「長瀬総合射撃場」「秩父公園」の指定管理業務を埼玉県より受託しているが、県の受託金額が減少の傾向にあり、利益を確保することが難しい。

(5) 戦略現状と見直し

観光客の増加をねらい、当社でイベント等を企画提案し、観光協会、並びに埼玉県、秩父市の協力を得て、売上増加を計る。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要」に記載しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

自主事業フラワーガーデン「花の回廊」事業が今春の気象の寒冷等により花の開花が遅れたことにより収支がマイナスとなり、会社全体の収支もマイナスとなったところである。来春では多くの来園者が見込めるゴールデンウィークの開花に向けた花苗育成の対策をとったところであり経費節減等に努め収支改善を図って行かねばならない。

また、更に自主事業を季節に分け行い、秩父公園の利用客の増加を計る。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除去等の計画】

前事業年度末において、計画中又は、実施中の重要な設備の新設、除去等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除去等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,400株
計	34,400株

【発行済株式】

種類	発行数		上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
	中間会計末現在 (平成24年9月30日現在)	提出日現在 (平成24年12月27日現在)		
普通 株式	9,600株	9,600株	非上場 非登録	-
計	9,600株	9,600株	-	-

(注) 株式の譲渡制限に関する規定は、次の通りである。

当社の発行する全部の株式について会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第9条において定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はない

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数	残高	増減数	残高	増減数	残高
平成24年 9月30日	-株	9,600株	-円	480,000千円	-円	-円

(6)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 の割合 (%)

埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	2,460	25.6
西武鉄道株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番1号	900	9.4
秩父市	埼玉県秩父市熊木町8番15号	458	4.8
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号	420	4.4
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2丁目3番5号 台場ガーデンシティビル	400	4.2
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番2号	300	3.1
あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	220	2.3
秩父鉄道株式会社	埼玉県熊谷市曙町1丁目1番地	200	2.1
株式会社武蔵野銀行	さいたま市大宮区桜木町1丁目10番8号	200	2.1
小鹿野町	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地	170	1.8
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7番3号	160	1.7
日本瓦斯株式会社	東京都中央区八丁堀2丁目10番7号	160	1.7
計		6,048	63.2

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権限株式(自己株式等)	-	-	
議決権限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,600	9,600	
単元未満株式	-	-	
発行済株式総数	9,600	-	
株主の議決権	-	9,600	

【自己株式等】

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式 数の合計	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合
		-	-		
計		-	-		

2 【株価の推移】

当社は、非上場につき該当なし

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて役員の変動はない。

第5 【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士 稲山 十四助 により中間監査を受けている。

3．中間連結財務諸表について

当社には子会社がないので、中間連結財務諸表は作成していません。

1【中間財務諸表等】
(1)【中間財務諸表】
【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	372,322	397,255
売掛金	123,972	68,759
たな卸資産	1,534	2,421
繰延税金資産	14,160	17,171
その他	3,124	2,111
貸倒引当金	19	7
流動資産合計	515,093	487,711
固定資産		
有形固定資産	946	1,469
無形固定資産	356	356
投資その他の資産	109,885	89,885
固定資産合計	111,188	91,710
繰延資産		
開発費	18,942	14,207
繰延資産合計	18,942	14,207
資産合計	645,225	593,629
負債の部		
流動負債		
買掛金	116,650	68,707
未払法人税等	450	225
前受金	30	1,163
引当金	4,247	4,247
未払費用	10,726	12,403
その他	4,340	2,901
流動負債合計	136,446	89,648
固定負債		
引当金	25,275	27,174
固定負債合計	25,275	27,174
負債合計	161,722	116,822
純資産の部		
株主資本		
資本金	480,000	480,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,502	3,192
利益剰余金合計	3,502	3,192
純資産合計	483,502	476,807
負債純資産合計	645,225	593,629

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
売上高	120,548	122,842
売上原価	70,148	76,276
売上総利益	50,399	46,566
販売費及び一般管理費	59,316	56,406
営業利益	8,916	9,840
営業外収益	497	392
営業外費用	0	0
経常利益	8,419	9,447
特別利益	20	19
特別損失	0	2
税引前中間純利益	8,399	9,429
法人税、住民税及び事業税	523	277
法人税等調整額	3,228	3,011
法人税等合計	2,705	2,733
中間純利益	5,694	6,695

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	480,000	480,000
当中間期末残高	480,000	480,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	7,603	3,502
当中間期変動額		
中間純利益	5,694	6,695
当中間期末残高	1,909	3,192
利益剰余金合計		
当期首残高	7,603	3,502
当中間期末残高	1,909	3,192
純資産合計		
当期首残高	487,603	483,502
当中間期末残高	481,909	476,807

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	187	125
原材料又は商品の仕入れによる支出	110	74
人件費の支出	34	35
その他の営業支出	10	10
小計	33	6
利息及び配当金の受取額	0	0
法人税等の支払額	1	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	32	5
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	20
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	32	25
現金及び現金同等物の期首残高	339	372
現金及び現金同等物の中間期末残高	371	397

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債権 原価法 (2) たな卸資産 商品・・・最終仕入原価法による原価法
2. 減価償却資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 法人税法の規定に基づく定額法を採用している。 少額減価償却資産については、従来の20万円以上から10万円基準に変更し、3年均等償却 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。 (2) リース資産 所有ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用する。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。 (3) 繰延資産 5年均等償却を採用している。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給与に備えて、簡便法によりされた当中間会計期間期末における退職給付債務額を計上している。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移動すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き処理を採用している。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
繰延税金資産 14,160千円	繰延税金資産 17,171千円
有形固定資産の 減価償却累計額 6,798千円	有形固定資産の 減価償却累計額 6,892千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
1. 営業外収益の主要項目 受取利息 61千円 有価証券利息 306千円	1. 営業外収益の主要項目 受取利息 25千円 有価証券利息 240千円
2. 減価償却実地額 有形固定資産 185千円	2. 減価償却実地額 有形固定資産 292千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増 加株式数(株)	当中間会計期間減 少株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
普通株式	9,600	-	-	9,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

該当事項はない。

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増 加株式数(株)	当中間会計期間減 少株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
普通株式	9,600	-	-	9,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

該当事項はない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位 千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	8	3
賞与引当金損金算入限度額	1,280	1,280
未払事業税否認	280	252
退職給付引当金損金算入限度額	10,265	11,141
繰延欠損金	2,327	4,495
繰延税金資産合計	14,160	17,171

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車輛運搬具	2,519	2,122	397
工具器具備品	2,212	1,530	682
合計	4,731	3,652	1,079

	当中間会計期間 (平成24年9月30日)		
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車輛運搬具	2,519	2,373	146
工具器具備品	2,212	1,751	461
合計	4,731	4,124	607

未経過リース料期末残高相当額等

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
未経過リース料期末 残高相当額		
1年内	135千円	187千円
1年超	1,091千円	928千円
合計	1,226千円	1,115千円

支払リース料、減価償却費相当額

	前中間会計期間 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
支払リース料	310千円	320千円
減価償却費相当額	438千円	375千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(金融商品関係)

前事業年度(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	372,322	372,322	-
(2) 売掛金	123,972	123,972	-
(3) 投資有価証券	109,885	109,885	-
資産計	606,179	606,179	-
(1) 買掛金	116,650	116,650	-
負債計	116,650	116,650	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、国債は市場価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当中間会計期間(自平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(注) 2参照)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	397,255	397,255	-
(2) 売掛金	68,759	68,759	-
(3) 投資有価証券	89,885	89,885	-
資産計	593,629	593,629	-
(1) 買掛金	68,707	68,707	-
負債計	68,707	68,707	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、国債は市場価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 買掛金

これは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

1 満期保有目的の債券

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

地方債券 20 百万円

国債 89 百万円

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 満期保有目的の債券

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

地方債券 - 百万円

国債 89 百万円

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当はありません。

(持分等損益法)

該当はありません。

(資産除去債務関係)

該当はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社は、レジャーサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

当社は、レジャーサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

レジャーサービス事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	関連するセグメント名
埼玉県	51,492	秩父ミュージックパーク受託業務
	2,666	長瀬総合射撃場受託業務

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

レジャーサービス事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	関連するセグメント名
埼玉県	60,509	秩父ミュージックパーク受託業務
	2,666	長瀬総合射撃場受託業務

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1 株当たり純資産額 50,364円89銭	1 株当たり純資産額 49,667円42銭

1 株当たり中間純損失

前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

<p>1株当たり中間純損失 593円16銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	<p>1株当たり中間純損失 697円47銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>
---	---

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
中間純損失(千円)	5,694	6,695
普通株主に 帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る 中間純損失(千円)	5,694	6,695
期中平均株式数(千円)	9,600	9,600

(重要な後発事象)

該当事項はない。

(2) 【その他】

該当事項はない。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類 平成24年6月28日
(事業年度 (第25期) 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月20日

株式会社 秩父開発機構

取締役会 御中

稲山 公認会計士事務所

公認会計士 稲山 十四助

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 秩父開発機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続きの一部を省略した中間監査手続きが実施される。中間監査手続きは、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析手続等を中心とした監査手続きに必要な応じて追加の監査手続きが選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続きを立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 秩父開発機構の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月20日

株式会社 秩父開発機構
取締役会 御 中

稲山公認会計士事務所
公認会計士 稲山 十四 助

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 秩父開発機構の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 秩父開発機構の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。